

## ○八千代町民応援デジタル商品券（やちペイ）事業実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、八千代町（以下「町」という。）が発行する電子地域通貨（以下「通貨」という。）が装填されたデジタル商品券を全町民に配付することにより、物価高騰により影響を受けた生活者への支援や地域経済の活性化を図ることを目的に実施する八千代町民応援デジタル商品券（やちペイ）事業について必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタル商品券 町が発行する通貨の媒介手段として本事業においてのみ使用する商品券であって、町が発行する通貨が装填されているものをいう。
- (2) 事業者 町内で店舗又は施設を営む法人又は個人事業主をいう。
- (3) 加盟店 電子地域通貨を利用できる店舗をいう。
- (4) 特定取引 電子地域通貨が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (5) 交付対象者 第3条に定める基準日において町の住民基本台帳に記録されている者をいう。

### （対象者）

第3条 デジタル商品券の交付対象者は、令和8年3月1日（以下「基準日」という。）時点において町の住民基本台帳に記録されている者とする。

### （交付額）

第4条 町は、この要綱に定めるところにより交付対象者にデジタル商品券を交付する。

- 2 デジタル商品券に装填される通貨は、交付対象者1人につき、5,000円とする。

### （交付方法）

第5条 町は、基準日において交付対象者が属する世帯の世帯主へ世帯員全員分のデジタル商品券を確実な方法で送付するものとする。この場合において、当該商品券は世帯主又は当該世帯に属する者が受領することができる。

2 町は、基準日以降に発生した異動等により、送付が完了しない場合、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者にデジタル商品券を交付する。

- (1) 世帯主が死亡し、当該世帯に世帯員がいないとき 八千代町民応援デジタル商品券受領に関する誓約・申立書（様式第1号）により申立てを行った相続代表者
- (2) 住所又は居所の変更があったとき 世帯主、世帯主と同一の世帯員又は委任状（様式第2号）により世帯主から委任された第三者
- (3) その他の理由によるとき 世帯主、世帯主と同一世帯の世帯員又は委任状（様式第2号）により世帯主から委任された第三者

3 基準日において、町の住民基本台帳に記録されている者のうち、当該世帯に属する者の全員が、特別な事情により住民登録とは異なる場所に居住している場合においては、町長が定める日までに八千代町民応援デジタル商品券事業に係る特別な事情により住民登録とは異なる場所に居住している旨の申出書（様式第3号）により申し出た住所に送付するものとする。

（通貨の使用範囲等）

第6条 通貨は、交付対象者と加盟店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 通貨は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める取引

3 通貨は、令和8年9月30日まで利用可能とし、当該利用期間を過ぎた場合は、使用することができない。

（デジタル商品券）

第7条 デジタル商品券は、2次元コードを利用したものとし、交付対象者毎に固有の番号を付したものとする。

2 デジタル商品券の紛失、盗難、滅失、毀損等により生じた損害に対し、町はその責めを負わない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

八千代町民応援デジタル商品券受領に関する誓約・申立書

年 月 日

(宛先) 八千代町長

申立人(相続人代表者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

被相続人との続柄 ( )

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、下記被相続人の八千代町民応援デジタル商品券受領に係る相続人代表者であることを申し立てます。

また、他の相続人から異議申し立てがあった場合には、私が責任をもって対処することを誓約します。

なお、上記の八千代町民応援デジタル商品券の受領に関しても、私が責任をもって対処することを誓約します。

被相続人	氏名		
	死亡時の住所		
	死亡年月日		
相続人	氏名	住所	被相続人との続柄

<注意事項>

窓口に来る方の本人確認を行いますので、顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証など)1点又は顔写真なしの身分証明書(保険証など)2点が必要になりますので、ご提示ください。

委任状

年 月 日

(宛先) 八千代町長

委任者 住 所 : \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

生年月日 : \_\_\_\_\_ 年 月 日

私は、下記の者を代理人として定め、私の属する世帯の世帯員全員分の八千代町民応援デジタル商品券を受領する権限を委任いたします。

また、他の者から異議申し立てがあった場合には、私が責任をもって対処することを誓約します。

受任者(代理人) 住 所 : \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

生年月日 : \_\_\_\_\_ 年 月 日

町 記 入 欄	世帯主の身分証明書 (写)の添付	<input type="checkbox"/> コピーを添付した。
------------------	---------------------	------------------------------------

